

令和2年春から

# 『円滑化事業』は『中間管理事業』へ移行します

農地中間管理事業(以下「中間管理事業」という)が開始され5年が経過し、これまでの課題を踏まえ「農地中間管理事業の推進に関する法律」が改正されました。改正により、当JAが実施してきた農地利用集積円滑化事業(以下「円滑化事業」という)は中間管理事業へ移行されることになります。

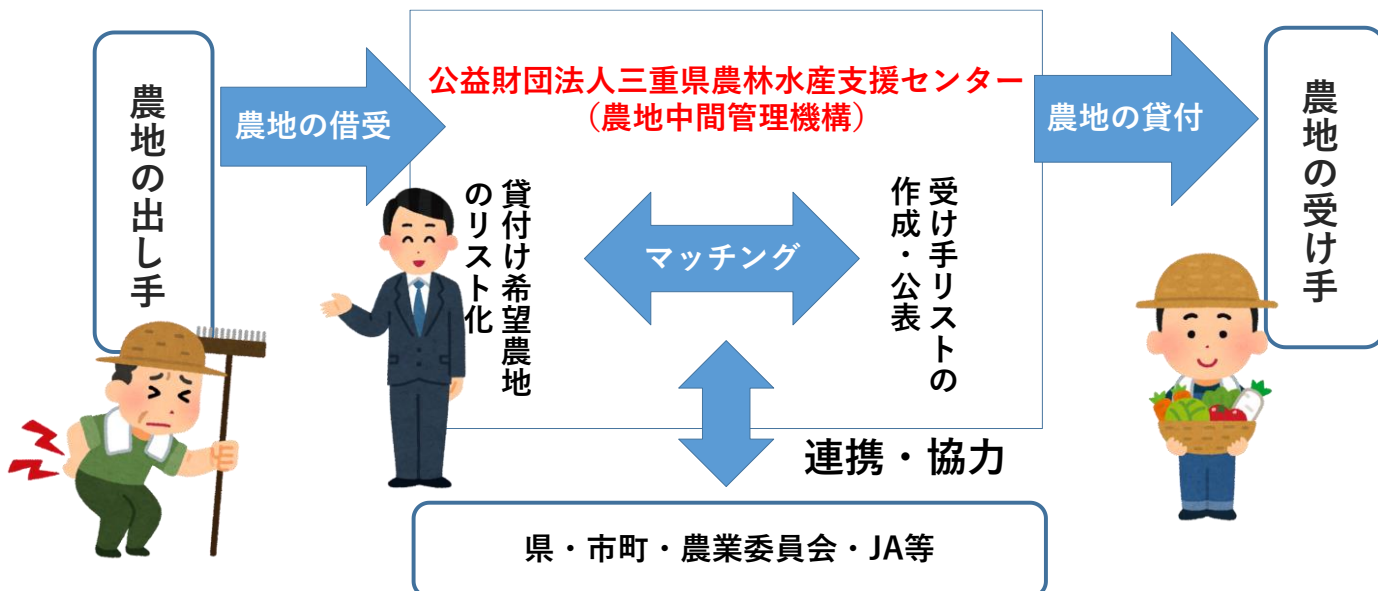
円滑化事業から中間管理事業への移行に向けて、それぞれの仕組みを改めて紹介します。

## < 円滑化事業の仕組み >



～「円滑化事業」から「中間管理事業」への移行に伴い  
事業主体が「JA」から「三重県農林水産支援センター」へ変わります～

## < 中間管理事業の仕組み >



## 法改正によりこう変わります！

### < 円滑化事業と中間管理事業の統合一体化 >

- ✓円滑化事業を通じて賃貸借を行ってきた農地は令和2年春以降、契約期間が満了したものから随時、中間管理事業や利用権設定等促進事業等へ移行していただくことになります。
- ✓既契約が満了するまでの間は、令和2年春以降も引き続き円滑化事業をご利用いただけます。
- ✓令和2年春以降、円滑化事業を通じた新規農地の借受・貸付はできなくなります。



### < 人・農地プランの実質化 >

- ✓「実質化された人・農地プランに取組む地区」や「実質化された人・農地プランの中心経営体」が各種補助事業の対象となります。

#### < 地区を対象とする支援措置 >

- ・強い農業・担い手づくり総合支援交付金のうち産地基幹施設等支援タイプ
- ・機構集積協力金のうち地域集積協力金
- ・機構集積協力金のうち農地整備・集約協力金(農地耕作条件改善事業の実施地区)

#### < 人を対象とする支援措置 >

- ・強い農業・担い手づくり総合支援交付金のうち先進的農業経営確立タイプ
- ・強い農業・担い手づくり総合支援交付金のうち地域担い手育成支援タイプ
- ・農業次世代人材投資事業(経営開始型)
- ・農業経営基盤強化資金理事助成金等交付事業、担い手経営発展支援金融対策事業(スーパーL 資金金利負担軽減措置)

今後、期間が満了する契約は  
次の農地貸借の方法から選択していただくことになります。

- ① **地権者と耕作者が相対で契約する(利用権設定等促進事業を利用する)**  
市町・JA が契約締結の支援を行います。

- ② **中間管理事業を利用する**

三重県農林水産支援センター(農地中間管理機構)が中心となり、契約の締結・管理を行います。



- ③ **円滑化事業を利用する**

- ・令和2年春までに契約が満了する場合  
⇒同事業による契約更新ができます(更新の受付期限は令和元年12月末迄です)。  
ただし、更新後の契約満了後は上記①②の方法から選択していただくことになります。
- ・令和2年春以降、契約が満了する場合  
⇒同事業による契約更新はできませんので、上記①②の方法から選択していただくことになります。

JA 津安芸では引き続き『農地を農地として未来へ繋ぐ役割』をしっかりと果たしていきます！！

<お問い合わせ先>

最寄りの JA 津安芸各営農センター、津市農林水産政策課(TEL: 059-229-3172)